

# 請書

令和 8年 2月12日

横浜市交通事業管理者

契約番号 2553026807

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社 新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件名 ローラーキャビネットほかの購入（浅間町）

契約区分

確定契約

概算契約（概算数量契約）

契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

¥ 6 2 7 0 0

✓ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	

¥ 5 7 0 0

免税業者

内訳（品名：品質、形状等）	数量	単価	金額
別紙内訳書のとおり	一式		57,000
合	計		57,000

納入場所（履行場所） 自・浅間町営業所車両整備係

納入期限（履行期限）	令和 8年 2月 12日	から	令和 8年 2月 27日	まで
前金払	しない	する		
部分払	しない	する		
部分払の基準	設計書のとおり			
支払時期の特約の確認	適法な請求書を受理した日から起算して30日以内			
契約約款の適用	✓ 物品供給契約約款 委託契約約款 賃貸借契約約款	物品製造(印刷製本)請負契約約款 修繕請負契約約款 設計・測量等委託契約約款		

「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。